

被差別部落の現在 (3) — 一部落出身者に対する「間接的結婚差別」 —

大阪樟蔭女子大学 齋藤直子

1 目的

近年、日本社会においては、雇用の不安定化、労働条件の劣悪化などが問題となっている。また、若者が結婚しない／できない背景には経済的な不安があり、実際に男性は就業状況によって婚姻率に格差が生じていることから、雇用の不安定さが婚姻の不利に結びついていることが推測される。

また婚姻は、家族というインフォーマルなセーフティー・ネットを形成する契機でもあるので、雇用が不安定であるということは、家族というセーフティー・ネットからも排除されてしまうことを意味する。

被差別部落の青年は、差別によって低学歴や不安定な就労、不安定な生活という状況におかれてきた。また、結婚差別によって家族形成を阻まれてきた。そしてさらに、差別からくる雇用の不安定さによっても、家族形成を阻まれているのではないだろうか。

本報告では、部落青年の雇用実態調査の聞き取り調査から、部落青年の雇用と結婚の状況について複合的に考察する。

2 方法

調査の対象は、被差別部落に在住する青年および部落から転出した若者である。部落解放同盟の府県連を通じておこなった部落青年の雇用・生活に関する質問紙調査の回答者 843 名の中から、43 名に聞き取り調査をおこなった。

聞き取り調査をおこなった期間は、2011 年 1 月から 2012 年 2 月にかけてである。調査の主たる目的は部落青年の雇用に関するものであったが、現在の職に就くまでの生育歴や学歴、恋愛や結婚など、生活全般にわたって聞き取りをしている。

本調査は、部落解放同盟を通じて調査対象者を選定しているため、すべての部落青年の現状を描いているというよりは、部落解放同盟の運動に参加していたり運動に近いところにいる青年たちの状況であるといえる。

3 結果

本調査の質問紙調査からは、部落青年が経済的に不安定な状況におかれていることが明らかになっているのだが、聞き取り調査からはその要因として学歴の低さや就職差別が導き出された。

そして、そこから生じる経済的不安定によって結婚が不利になるという事例がみられた。従来、結婚差別とよばれてきたものを「直接的な結婚差別」とするならば、これは「間接的な結婚差別」と呼べるだろう。

一方で、学歴が低く経済的にも不安定な者同士のカップルでは、雇用の不安定さは必ずしも家族形成に不利というわけではないことも明らかになった。

また、部落青年の中には、直接的な結婚差別と間接的な結婚差別のいずれの影響も受けたと考えている人もいる。あるいは、どちらが原因で結婚が阻まれたのか区別をつけることができないという人もいる。

さらに、現代の恋愛における特有の問題も浮かび上がった。付き合ったり別れたり比較的容易になった現代の恋愛においては、交際が立ち消えになったとき、それが部落差別のせいなのかどうか判別するのが難しいのだ。

聞き取りからは、従来のような明確に部落差別とわかるような厳しい結婚差別も依然としてあることも明らかになった。その一方で、間接的に結婚の機会が阻まれていたり、恋人の心変わりが部落差別のせいなのかどうか判別できないような、明確に差別と断定できないために具体的な対処もみつからないという「モヤモヤ」とした状態を抱える青年たちもいる。厳しい結婚差別に加えて、この「モヤモヤ」した状況への対処も、部落青年をめぐるひとつの課題なのではないだろうか。